

改正後

改正前

平成 年分の所得税の 申告書付表 (先物取引に係る繰越損失用)

通称日付印 年 月 日 表の番号

提出用 住所 氏名

この付表は、租税特別措置法第41条の15(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)の規定の適用を受ける方が前年から繰り越された前々年分の先物取引の差金等決済に係る損失の金額を本年分の先物取引に係る雑所得等の金額から控除する場合や翌年以後に繰り越される前々年及び前年分に存在した先物取引の差金等決済に係る損失の金額がある場合に使用します。

いずれか当てはまるものを○で選んでください。 → (事業所得用・雑所得用)

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

**1 先物取引に係る雑所得等の金額**

本年分の先物取引に係る雑所得等の金額 ①

**2 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の計算**

A 前年分まで引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額 (①と②のいずれか低い方の金額) ②

B 前年分まで引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る損失の額 (③と④のいずれか低い方の金額) ③

C 前年分まで引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る損失の額 (⑤と⑥のいずれか低い方の金額) ⑤

**3 翌年以後に繰り越される繰越損失の計算**

A 前年分まで引ききれなかった繰越損失の額 ⑦

B 前年分まで引ききれなかった繰越損失の額 ⑧

C 前年分まで引ききれなかった繰越損失の額 ⑨

○ 次の該当する欄を書きください。

先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額又は損失額 (② - ③ - ④ - ⑤)

申告書への記載事項 (1) ①が赤字の場合 (1) ①が赤字の場合 (2) ①が赤字の場合

※ 繰越損失の金額は、総合課税の所得、分離課税の土地建物等の譲渡所得、分離課税の株式等の譲渡所得等、山林所得、退職所得の額で差し引きます。ただし、分離課税の土地建物等の譲渡所得、分離課税の株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の譲渡所得から差し引く場合はこれと異なる順序で差し引いても差し支えありません。

※ 前年分までの所得から引ききれなかった2年前分の繰越損失の金額を、前年の申告書第四表(二)から転記してください。

※ 前年分までの所得から引ききれなかった4年前分の繰越損失の金額を、前年の申告書第四表(二)から転記してください。

※ 申告書第三表(分離課税)の「所得金額欄」の(申告書第四表(損失申告用)は「11 損失額又は所得金額」欄の(別)に転記してください。

※ 申告書第三表(分離課税)の「その他」欄の(申告書第四表(損失申告用)は「14 繰越損失を差し引く計算」欄の(別)に転記してください。

※ 申告書第三表(分離課税)の「その他」欄の(申告書第四表(損失申告用)は「17 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額」欄の(別)に転記してください。

※ 申告書第三表(分離課税)の「所得金額欄」の(申告書第四表(損失申告用)は「17 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額」欄の(別)に転記してください。

※ 申告書第三表(分離課税)の「所得金額欄」の(申告書第四表(損失申告用)は「17 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額」欄の(別)に転記してください。

(新設)

※ 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除は、平成18年1月1日以後に行う商品先物取引の差金等決済に係る損失の金額及び平成18年1月1日以後に行う有価証券先物取引等の差金等決済に係る損失の金額について適用されます。